入 札 説 明 書

令和6年札幌市告示第2006号に基づく入札等については、札幌市契約規則(平成4年規則第9号)、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領(平成20年3月28日財政局理事決裁)その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和6年5月7日

2 契約担当部局

〒063-8612 札幌市西区琴似 2 条 7 丁目 札幌市西区市民部戸籍住民課戸籍係 電話 011-641-6928 メールアドレス nishi. koseki koseki@city. sapporo. jp

3 入札に付する事項

- (1) 借受件名及び数量 西区戸籍住民課デジタルモノクロ複合機(借受) 一式
- (2) 借受物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限及び借受期間

ア 納入期限 令和5年6月30日

イ 借受期間 令和5年7月1日から令和11年6月30日(60か月)

ただし、本調達は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

- (4) 納入場所 西区市民部戸籍住民課(札幌市西区琴似2条7丁目西区役所1階)
- (5) 入札書の記載方法

月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望月額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4~7 年度度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「物品賃貸業」に登録されている者であること
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加資格者参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(6) 業務を担当する事業所(本店・支店等)が札幌市内にあること。

5 入札書の提出方法等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 上記2に同じ。
- (2) 入札説明書の交付方法

上記2の場所にて交付するほか、下記URLからダウンロードできる。

https://www.city.sapporo.jp/nishi/keiyaku/ippan.html

(3) 入札書の受領期限

令和6年5月20日(月)11時00分(送付の場合は必着のこと。)

(4) 開札の日時及び場所

令和6年5月20日(月)11時10分

(5) 入札書の提出方法

入札書は、別紙1の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。なお、 提出にあたっては、以下に留意すること。

- ア 入札書を直接持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に指名(法人の場合はその名称又は商号)及び「令和6年5月20日(月)10時10分開札「西区 戸籍住民課デジタルモノクロ複合機(借受)」の入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに上記5(3)に掲げる受領期限までに提出しなければならない。
- イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和6年5月20日(月)11時10分開札「西区戸籍住民課デジタルモノクロ複合機(借受)」の入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに上記5(3)に掲げる受領期限までに提出しなければならない。

なお、FAX、電子メールその他の方法による提出は認めない。

- ウ 入札者は、その入札した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない
- エ 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び 住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印(外 国人の署名を含む。)をしておくとともに、入札時に委任状(別紙3)を提出し なければならない。
- オ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼 ねることができない。
- (6) 同等品における入札について

同等品で入札を希望する場合は、令和6年5月13日(月)16時00分までに、 上記2の契約担当部局へ、同等・規格確認書(別紙2)及びカタログ等、仕様書 の規格を満たしていることがわかる書類を電子メールにて提出し、契約担当部局の 確認及び署名を受けること。また、入札書提出時に同等・規格確認書(原本)をあ わせて提出すること。

なお、電子メールにより提出する場合、事前に契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格(物品・ 役務)に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

(7) 本件の仕様等に対する質問及び回答

令和6年5月14日(火)17時15分までに書面又は電子メールにより上記2あ

てに提出すること。

なお、FAXによる提出は認めない。回答については、原則として令和6年5月 15日(水)以降西区ホームページに掲載する。

(8) 入札の無効

本入札説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違 反した者のした入札、その他札幌市契約規則第 11 条各号及び札幌市競争入札参加 者心得(平成 15 年 9 月 10 日管財部長決裁)に反する入札は無効とする。

(9) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消 すことがある。

- ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正 に執行することができない状態にあると認められるとき
- イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行 することができない状態にあると認められるとき
- ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の不備があったとき

(10) 開札

- ア 入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。
- イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはで きない。
- ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係者の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状 (別紙3)を提示しなければならない。
- エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内で、有効な入札がないときは、再度の入札を行う。

なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の1年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すと ともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。 ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付 を免除することがある。

(3) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低 価格をもって入札(有効な入札に限る。)を行った者を落札候補者として、落札を保 留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場 合に、落札候補者を落札者とする。

イ 同価の入札

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入 札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札 者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入 札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるかを審査するため、落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、上記4に掲げる入札参加資格を有することを証する書類(別記「入札参加資格審査資料の提出について」参照)を提出しなければならない。電子メールにより提出する場合、事前に契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格(物品・役務)に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を入札参加資格のない 者のした入札とみなし無効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取り扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認 した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内 で最低価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を、新たな落札候補者とし て、上記ウの審査を行う。以後、落札候補者が決定するまで同様の手続きを繰り返 す。

(4)入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望するものは、上記4に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類(別記参照)に関し説明をもとめられた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後これらの不明を理由として 異議を申し出ることはできない。

(5)落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

- ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。
- イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。
- ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
- エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 免税事業者であることの申出

落札者が、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に基づく消費税及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに消費税及び地方消費税免税事業者申出書(別紙4)を提出しなければならない。

(7) 契約書の作成

- ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。
- イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、 その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこ れに記名押印するものとする。
- ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の 相手方に送付するものとする。
- エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しな いものとする。

(8)契約条項

別紙6のとおり

(9)入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内(休日を除く。)に、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ。

イその他

提出は、持参又は送付とする。